

第57回全国知的障害福祉関係職員
研究大会（鹿児島大会）

第7分科会 基調講演 2

「権利擁護の視点に立った支援とは

～支援上のキーワードの相互関係を踏まえて～」

岡山大学大学院・法務研究科（法科大学院） 教授 西田和弘

（公財）日知協 危機管理委員会

専門委員

社会福祉法人経営の在り方検討委員会

専門委員



「権利擁護」

- 虐待の防止？
- 権利侵害・人権侵害の防止？



消極的な権利擁護

(防止は支援する側の義務であり、違反すればペナルティがあるもの)

本当の意味での「権利擁護」にはもっと積極的な側面がある。

「権利擁護」

- 権利擁護・・・法律上の定義はない。

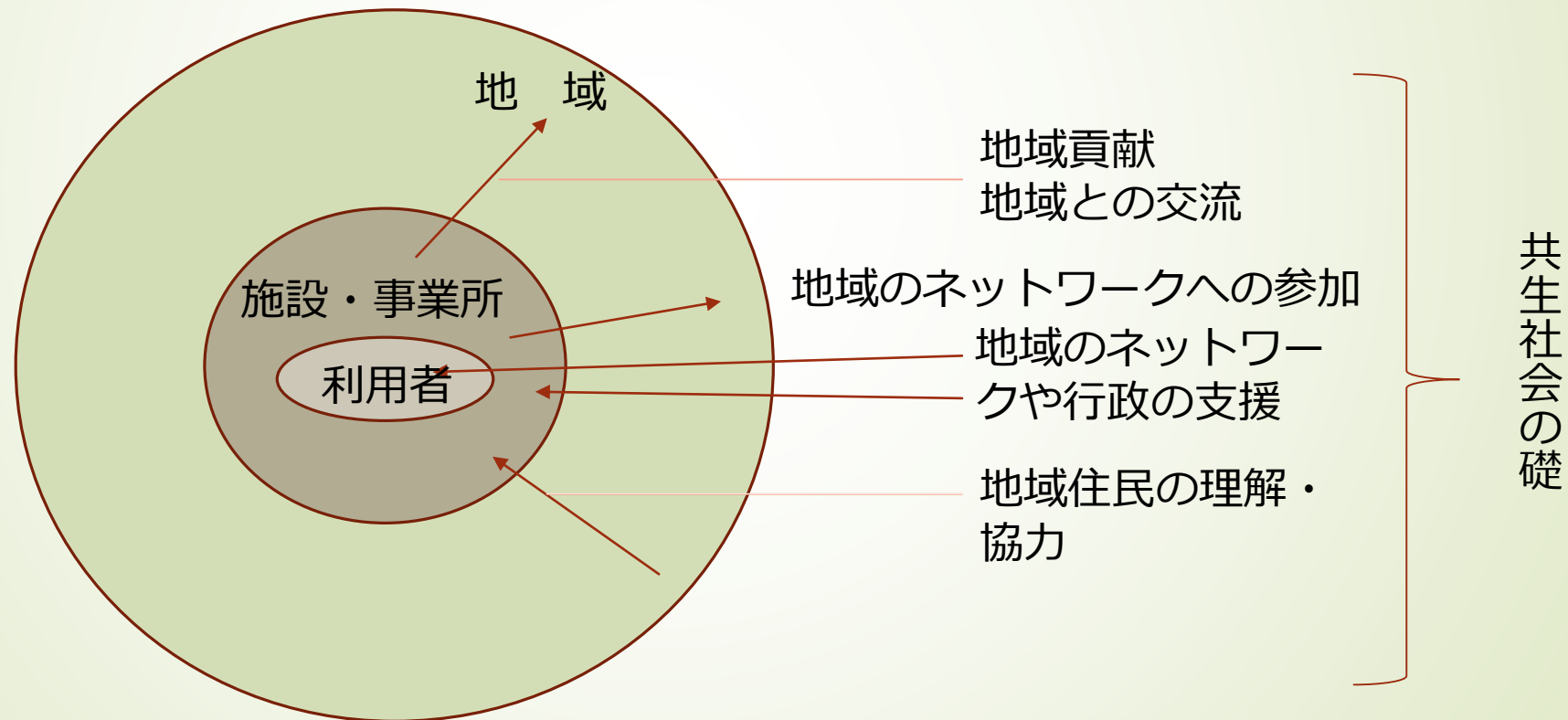
論者によって異なるが、おおむね「主に判断能力の低下した人々の立場に立って、虐待などの権利侵害を防止し、意思決定（自己決定）の支援を通して諸権利の行使を支援することにより、本人のニーズの実現を図ること」と定義できる。



積極的な権利擁護

「権利擁護」の視点をもって個別具体的な支援方法を考え、実践することが、障害者が「その人らしく生きる」を支えることにつながっていく。

施設・事業所の取り組みだけで、「その人らしく生きる」ことを支えるか？

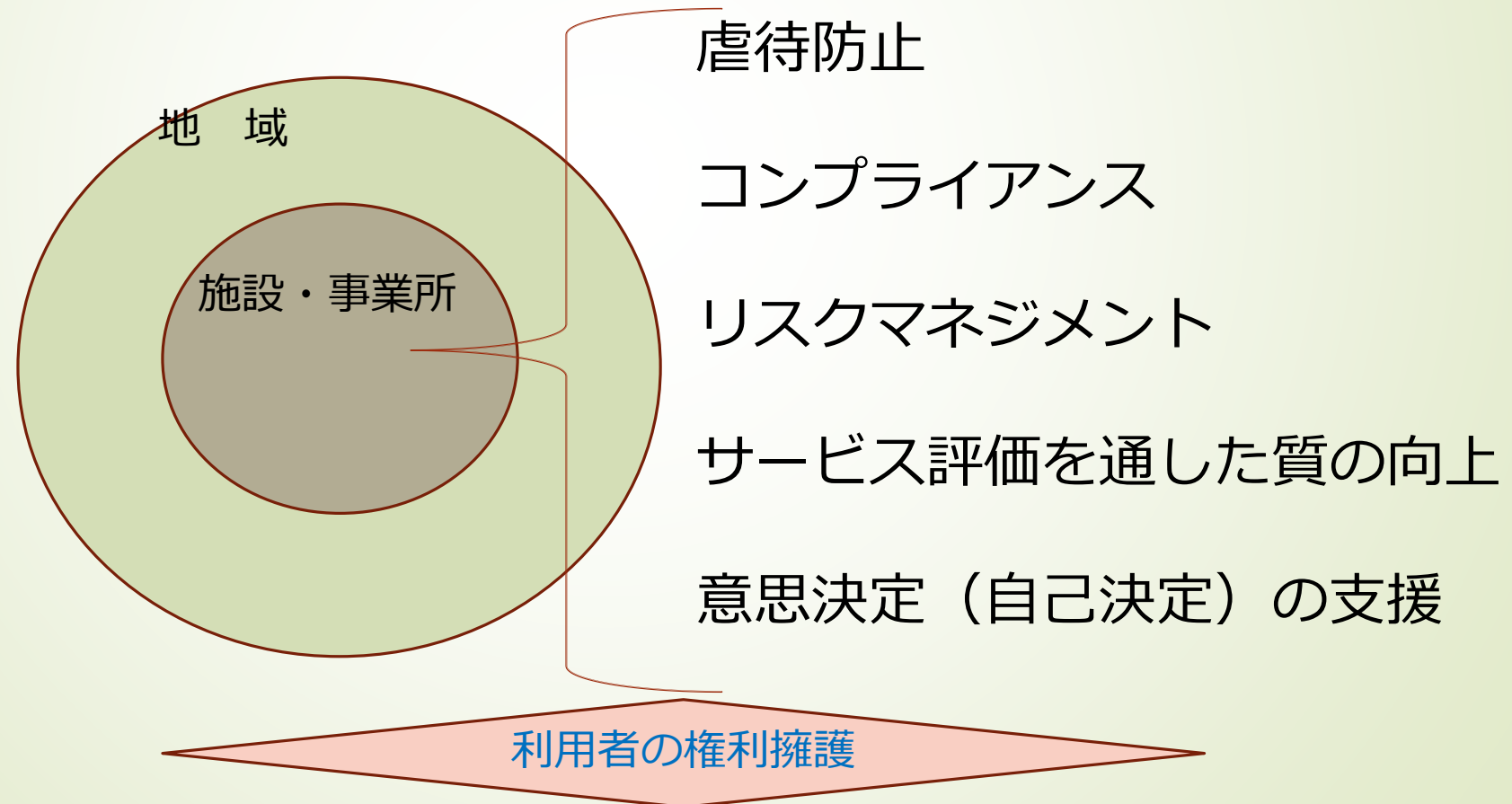




社会福祉法人制度改革による「地域貢献」

- 利用者が地域住民として「その人らしく生きる」ことを支えるための施設・事業所の役割と位置付けることができる。
- 他方で、「地域」は障害者個々人や施設・事業所を支える仕組みを整備しなければならない。





「その人らしく生きる」ことを支えるための施設・事業所の取組み




利用者は地域住民であり、施設・事業者は地域と連携していかねばならない。

- 社会福祉法第4条第1項「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」
- 社会福祉法第5条「社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。」

支援上のキーワード

- 虐待防止  古菌報告
- コンプライアンス
- リスクマネジメント  油谷報告
- サービス評価  吉留報告
- 意思決定（自己決定）の支援  菊池報告
- 権利擁護




職員にこれらキーワードの関係性が理解できているか・・・怪しい

➡ それぞれ単品で考えていて、相互関係や共通項の理解が不十分なのではないか？

➡ 「誰のために」「何のために」するのか



「利用者の権利擁護のため」

- 
- 虐待は、人権侵害
 - コンプライアンス違反は、義務違反 = 権利侵害
(虐待は、法令違反行為でもあるので、コンプライアンス違反が人権侵害に直結する場合もあり)
 - リスクマネジメントは、単なる「事故予防」ではない。「サービスの質の向上」と「利用者満足度の向上」のため。
 - サービス評価は、それを通して利用者の「良質なサービスを受ける権利」の実現を図る。
 - 意思決定支援は、「利用者の立場に立つ」サービス提供の礎となるもの。
(実際には、「組織内での仕組みのレベル」と「その仕組みで得られた利用者の意思の個別支援への反映」がうまくリンクしていない場合がある)

<再掲> 「権利擁護」

▶ 権利擁護・・・法律上の定義はない。

論者によって異なるが、おおむね「主に判断能力の低下した人々の立場に立って、虐待などの権利侵害を防止し、**意思決定（自己決定）の支援**を通して**諸権利の行使**を支援することにより、**本人のニーズの実現**を図ること」と定義できる。



積極的な権利擁護

「権利擁護」の視点をもって個別具体的な支援方法を考え、実践することが、障害者が「その人らしく生きる」を支えることにつながっていく。


「してはならない支援」から「すべき支援」へ

➡ 「消極的権利擁護」にとどまらず
「積極的権利擁護」の視点を持つ

それを実現する手段として、前記キーワード（取組み）の徹底とその成果を個別支援に生かしていく。



消極的権利擁護と積極的権利擁護 にあたって、注意すべき点

- 消極的権利擁護・・・権利侵害をしない
- 積極的権利擁護・・・意思決定の支援を通して、利用者の諸権利の行使を支援し、ニーズの実現を図る  その人らしくを支える

、と理解すればよいのか？

じつはそう簡単なくくりはできない。


<事例で考えてみる その1>

- 利用者Aさんは、血糖値が高く、医師から糖分摂取量に気を付けるよう指導がされているが、お小遣いで、毎日1本甘い缶コーヒーを飲み、プリンを食べるのが楽しみ。

「権利侵害にあたる支援方法」・・・

「権利侵害をしない支援方法」・・・

「権利を擁護する支援方法」・・・



<事例で考えてみる その2>

- 利用者のBさんは、お風呂が大嫌い。お風呂の時間になると、居室に閉じこもったり、暴れたりする。

「権利侵害にあたる支援方法」・・・

「権利侵害をしない支援方法」・・・

「権利を擁護する支援方法」・・・

お気づきですか？

* 「権利侵害をしない支援方法」の危うさ
場合によっては、ネグレクト（虐待行為）と評価される危険。

「権利侵害に当たる支援」は分かりやすいが、「（表面的には）権利侵害に当たらない（ように見える）支援」と「すべき支援」は異なる。

つまり

➡ 「権利侵害にあたる支援方法」 . . .


➡ 「権利侵害をしない支援方法」 . . .

* * * * *

➡ 「権利を擁護する支援方法」 . . .

してはなら
ない支援

するべ
き支援

- 
- ▶ 「権利擁護の視点での支援」にも危うさがある
 - ▶ 本人の気持ちを引き出した「ことにして」あるいは「つもり」で、支援者にとって都合の良い方法がとられる危険。



- ▶
- ▶ 意思決定支援の難しさ

権利擁護（積極的意味での）は難しい？

- ➡ どんなに障害が重くても、意思を持ったひとりの人間として対応する。
- ➡ 代わりにやってあげる・決めてあげるのではなく、どうしたいのかという思いを引き出して支援する。
- ➡ その人の立場に立って、配慮を含んだ支援をする。
- ➡ 要するに・・・「良いサービスを提供しよう！」という気持ちと行動が権利擁護につながっていく。

ただし、利用者の意のままにさせる・言いなりになるということではない。←「利用者が希望しているから・・・」という安易な対応は支援の放棄！

むすびにかえて「キーワードの相互関係」

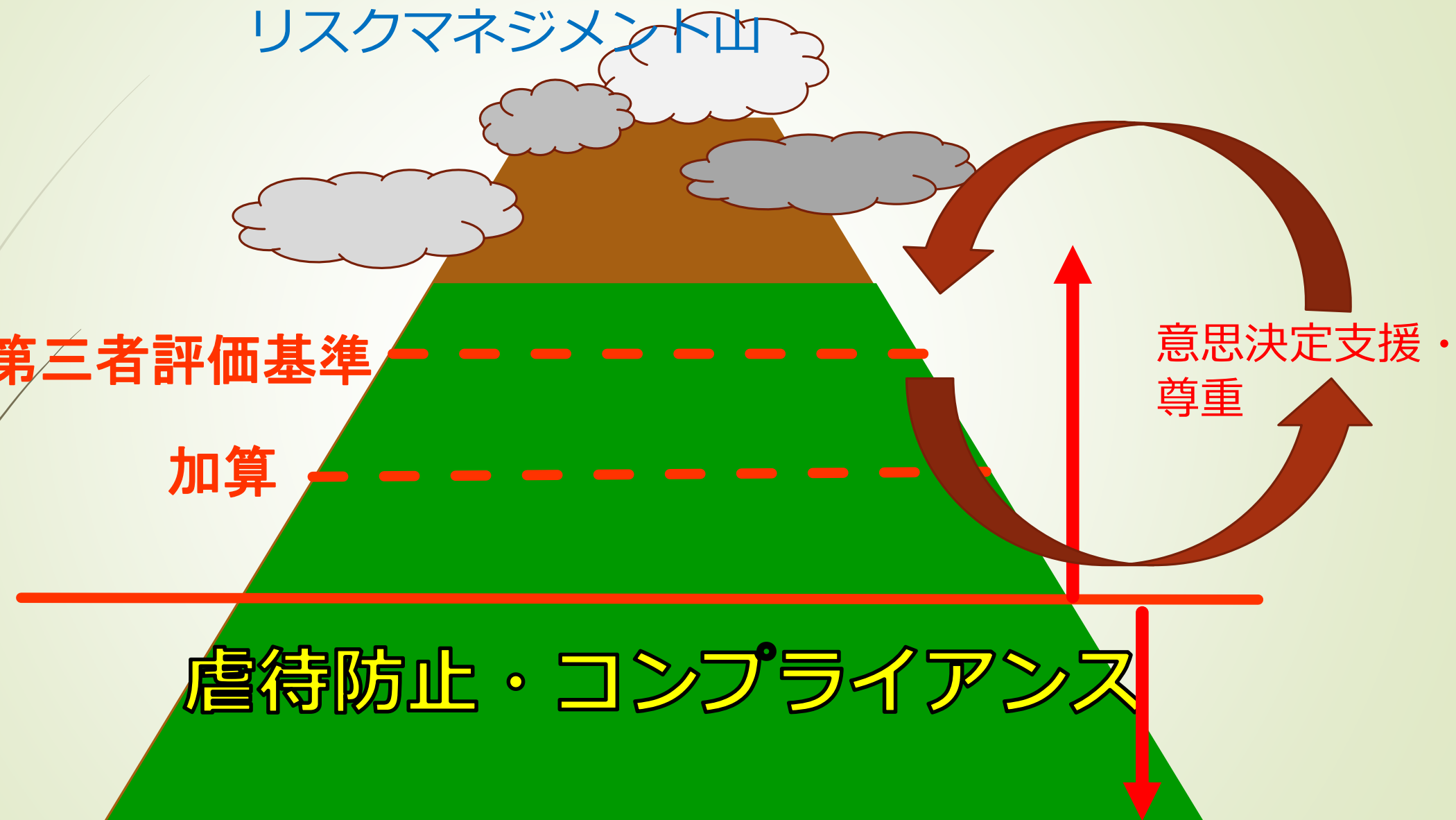
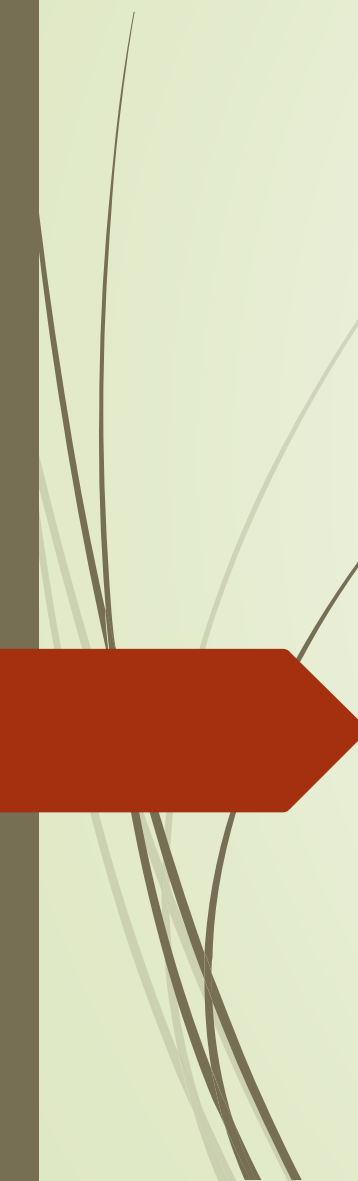
リスクマネジメント山

第三者評価基準

加算

虐待防止・コンプライアンス

意思決定支援・
尊重





キーワードすべてに通底する「人権」擁護

基本的人権を尊重すること
= コンプライアンス対象の一部
= 権利侵害をしない
＜ 権利を擁護する

今一度確認しよう

➤ 障害者総合支援法1条の2

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、**等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである**との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、**地域社会において他の人々と共生**することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

<参考> 人権メニュー (1) 人身の自由

- ▶ * 居住・移転の自由（移動の自由）・・・憲法22条1項
- ▶ * 奴隷的拘束・その意に反する苦役からの自由・・・憲法18条前段
奴隷的拘束 ←人間扱いしない拘束の仕方を禁ずる



一般の人権と異なり、市民同士の間にも直接適用される。

その意に反する苦役 ←肉体労働に限らないすべての強制労働

<参考> 人権メニュー (1) 人身の自由

- ▶ 法定手続の保障・・・憲法31条
刑事手続だけでなく、行政手続にも要求される（例：行政手続法など）。
- ▶ 刑事手続の保障

<参考> 人権メニュー (2) 社会的・経済的権利

▶ 生存権と社会権

社会権は憲法25条～28条の4箇条を指す。

生存権は社会権の中核をなす。

憲法25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

憲法25条2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

▶ 教育権・・・憲法26条

その中心は、子どもの「教育を受ける権利」☞ 子どもの学習権・発達権（子どもが学習を通じて成長し、自分の可能性を開花させ、人格を全面的に発達させる権利）

<参考> 人権メニュー（2） 社会的・経済的権利

■ 労働権・・・憲法27条・28条

勤労の権利および義務・・・憲法27条1項

労働条件法定の要求・・・憲法27条2項

児童酷使の禁止・・・憲法27条3項

労働基本権・・・憲法28条

<参考> 人権メニュー (2) 社会的・経済的権利

■ 職業の自由・・・憲法22条1項

職業選択の自由

営業の自由

<参考> 人權メニユー（2） 社会的・經濟的權利

■ 財產權

<参考> 人権メニュー (3) 受益権

▶ 国家賠償請求権・・・憲法17条

▶ 刑事補償請求権・・・憲法40条

▶ 裁判を受ける権利・・・憲法32条

民事事件・行政事件・・・自己の権利・自由・利益が違法に侵害されたときに、裁判所に訴えを提起して裁判を求める権利

刑事事件・・・裁判所の裁判によるのでなければ刑罰を科せられない。自由権、特に人身の自由を確保する意味を持ち、その趣旨は憲法37条においてより詳細に規定されている。

＜参考＞ 人権メニュー（４） 精神的自由権

▶ 思想・良心の自由・・・憲法19条

- 思想・良心の自由の侵害類型
- ① 特定思想の強制
 - ② 特定思想を持つ、あるいは持たない
とを理由とする不利益処遇
 - ③ 思想・良心の内容の告白（開示）強制

▶ 信教の自由・・・憲法20条

▶ 表現の自由・・・憲法21条

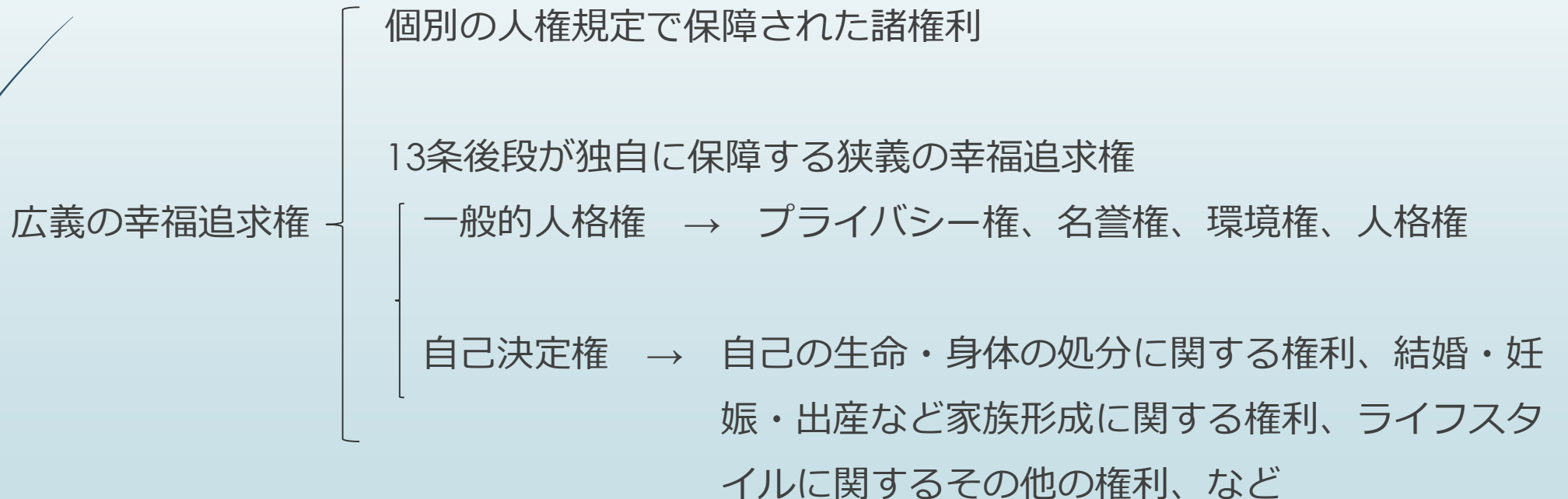
<参考> 人権メニュー（4）精神的自由権

- 学問の自由・・・憲法23条
- 集会・結社の自由・・・憲法21条
- 家族形成の自由・・・憲法24条

<参考> 人権メニュー（5）新しい人権

▶ 幸福追求権・・・憲法13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」



<参考> 人権メニュー（5）新しい人権

▶ プライバシー権

古典的プライバシー権・・・①自分の私生活を他人からのぞき見されず第三者に対して暴露されないことを保護内容とし、②加害者の不法行為責任を追及する民事法（民法709条）上の権利

から

自己情報コントロール権・・・①私生活を覗き見られないことを含めて、自分についての個人情報をも自分でコントロールできる状態の確保を保護内容とし、②そのために政府や企業に対して、場合によっては介入排除を要求し、場合によっては情報の開示・訂正・削除を要求する民法・憲法上の権利

へ

<参考> 人権メニュー（5）新しい人権

■ 名誉権

名誉とは、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」

民法710条・723条にも名誉保護の規定があり、刑法230条も名誉棄損罪を設けている。

名誉権と表現の自由との調整

刑法230条の2第1項では、表現行為者側は、①テーマが公共の利害に関する事実に関わること、②公益を図る目的だったこと、③真実であること、の3点を証明できれば名誉棄損罪には問われない。

参考：刑法231条「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。」

<参考> 人権メニュー（5）新しい人権

- ▶ 自己決定権（人格的自立権：一定の私事に関して、あるいは他人の権利を害したり公共の福祉に反したりしない限りにおいて、他者から干渉されることなく、自分のことを自分で決める権利）

実は、自己決定「権」は裁判所が明確に認める権利には至っていない（ただし、否定してはいない）。名称や保護行動範囲、制約根拠、個別の権利主張の多様性、権利の承認（自己決定権として一括される多様な権利を13条を根拠に承認するか否か）の点で、不安定。

また、通常の成人に対するパターンリスティックな制限（強いパターンリズム（家長的後見主義）は、原則的には否定されるが、精神障害や知的障害などのために本人の判断能力が非常に限られている場合には、弱いパターンリズムも必要。👉 意思決定の支援

＜参考＞ 人権規定の私人間効力

- ▶ 投票の秘密を守る義務（15条4項）、奴隷的拘束および意に反する苦役を課さない義務（26条2項）、保護する子女に教育を受けさせる義務（26条2項）児童を酷使しない義務（27条3項）、労働基本権を尊重する義務（28条）など、国家に対してだけでなく、私人間における保障を想定している規定がある。しかし、それ以外は基本的に国家の活動（作為あるいは不作為）に対する人権保障規定と解されている。
- ▶ 憲法の人権規定のうち、私人間保障を想定していないものについては、民法90条を媒介にして、私人間に間接適用されるか、または個別実定法によって具体化されている。

民法90条「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」


<参考> 公共の福祉

- ▶ 12条・13条（精神的自由権・身体的自由権などの人格的自由権）の「公共の福祉」は、他人の権利・自由や個人の尊厳との調整の観点から消極的規制立法にのみ服するが、22条・29条（居住・移転・職業選択、財産権）は弱者の生存権の確保などの観点から積極的規制立法にも服する。

- ▶ 用語：

消極的規制立法・・・国民の生命・健康・安全を守り、あるいは社会に対する害悪の発生の防止を目的とする制約（消極規制、警察規制ともいう）← 人権の一般的制約原理

積極的規制立法・・・政府が福祉国家的な観点から、社会的・経済的弱者の保護、より快適な生活を目指して課される積極的社会・経済的制約（積極規制ともいう）



「すべき支援」ができるようにするためのほかの要素

- 地域で支える
- 地域が支える

そのためには、支えうる地域の仕組み（行政や社協には重い責任）、施設・事業所の地域貢献が不可欠（充実残額が出なくてもできることはある）。